

合併処理浄化槽事業のお知らせ

住宅・併用住宅の浄化槽 (市町村設置型)

浄化槽は町で設置し、使用料を財源に、維持管理を町が実施します。

(1)対象浄化槽(50人槽までの浄化槽)

- ・居住用の住宅に接続する合併処理浄化槽であること。(事業用住宅は除く)
- ・店舗等の併用住宅の場合は、居住部分が全体の2分の1以上であること。
- ・浄化槽敷地の問題などで、複数の住宅が共同で設置する場合。

(2)工事実施

- ・家庭内の排水から浄化槽までの接続は、使用者(住

宅所有者)に行っていた
できます。

- ・浄化槽本体および20メートルまでの浄化槽放流管工事は町が実施します。
- ・浄化槽本体設置工事は、町の指定する「指定工事店」の中から選定できます。

- ・浄化槽からの放流管が20メートルを超える場合、駐車場として使用するなどの理由により荷重化工事を行う場合は、その分の施工経費は個人負担となります。

(3)経費(使用者にご負担いただく額)

- ①設置分担金
※工事施工前に納入いただきます。

- ▽10人槽まで 25万円
- ▽11人槽以上20人槽以下 2
工事費の10分の2の額

▽21人槽以上50人槽以下 2
工事費の10分の3の額

- ②使用料(月額)
- ▽5人槽 3,465円
- ▽7人槽 4,725円
- ▽10人槽 5,040円
- ▽11人槽以上 2
5,040円に10人槽を超えた部分に人槽当たり525円を乗じた額を加算した額

- ※月ごとに納入いただきます。
- ※浄化槽の管理、清掃、法定点検は町が事業者に委託し実施します。
- ③管理経費
浄化槽を設置・運転する上での電気料、清掃に伴う水道料は利用者個人にご負担いただきます。

- ④奨励補助金
当該事業で整備した浄化槽使用者は、小野町浄化槽整備推進事業奨励補助金交付要綱に基づく補助

を受けることができます。
(平成25年度の補助金額は7万円)

- (4)申し込み・使用開始までの流れ
- ・申請者には、実際に浄化槽工事を行う「浄化槽工事指定店」を選定していただきます。
- ・施工事業者は、町が指定する「浄化槽設置指定工事店」に限ります。

- 小野町浄化槽設置指定工事店(町指定順)(平成25年10月1日現在)(事業者名・住所・電話番号の順)
- ▽株式会社大和田工務店
小野新町字中通130
☎72-13243
- ▽株式会社リフレクシダ
小野新町字中通1
☎72-13141
- ▽有限会社遠藤商店
小野新町字宿ノ後16-4
☎72-12316

▽有限会社協栄産業
谷津作字名馬56番地1
☎72-12512

- ▽株式会社ムナカタ総業
夏井字天王1-2
☎72-12326
- ▽株式会社さいとう
夏井字浮内33番地1
☎72-12840

- ・設置に関する諸手続きは「浄化槽設置指定工事店」が代理できます。
- ・「浄化槽工事分担金」を納入いただきます。
- ・排水設備工事(住宅から浄化槽までの配管設備など)は、申請者において浄化槽本体工事完了前までに施工しておく必要があります。

- ・浄化槽本体工事および排水設備工事の竣工検査完了後に使用開始となります。

- ・浄化槽本体工事および排水設備工事の竣工検査完了後に使用開始となります。